日本工業標準調査会標準部会
第１３回高齢者・障害者支援専門委員会議事録

１．日　時　平成２１年１０月８日（木）１３：００～１５：３０

２．場　所　経済産業省別館１０階１０２８号会議室

３．出席者（敬称略）
〈委員〉山内委員長、青木委員、赤居委員、一瀬委員、加藤委員、佐伯委員
佐川委員、田中(理)委員、田中(繁)委員、森川委員、森本委員、
山際委員、山澤委員、高橋委員代理（吉田氏)、村井専門委員
〈関係者〉電動車いす安全普及協会　柴田
日本福祉用具・生活支援用具協会　高橋
独立行政法人製品評価技術基盤機構　寺木
医療福祉機器産業室　大槻
製品安全課　小笠原
〈事務局〉経済産業省産業技術環境局環境生活標準化推進室　内田、荒井、久保

４．議題
工業標準案の制定、改正について【審議】

５．配布資料
資料１（制定案）工業標準　ハンドル形電動車いす
資料２（改正案）日本工業規格　Ｔ９２０３　電動車いす
資料３（制定案）工業標準　福祉用具－入浴台
資料４（制定案）工業標準　福祉用具－浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
資料５（制定案）工業標準　福祉用具－浴槽内いす

５．議事概要
工業標準案の制定、改正について

＜（制定案）工業標準　ハンドル形電動車いす＞

資料１に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現等を見直すこととして承認された。

＜質疑応答＞

○今回の改正によって、これまで起きたような事故は防げるのか。

（対応回答）
　防げるとは断定できないが、事故原因が特定されていない中で、最大限配慮したものである。

○「１４　取扱説明書」に「ｏ）改造の禁止」とあるが、使用者が容易に改造可能な製品なのか。
（対応回答）
　使用者は容易に改造できない。しかし、ここでは「してはならないこと」という意味で規定したものである。

○この規格の試験は、オペレーターである試験者に依存する部分が多いため、試験者によって結果が異なってしまうではないか。
（対応回答）
　ＩＳＯ規格と整合性を図ること、他に適切な方法が考えられていないことなどから、代替案は困難。従って、熟練した者が試験者として対応することで、可能な限り誤差が出ないようにしていく。また、今後、ＩＳＯに働きかけていく必要があることは認識。

○「５　リスクマネジメントによる設計」の「ｃ）人間工学的配慮」は具体的にどういうことをするのか。
（対応回答）
　「利用者の身体寸法、姿勢、聴力、視力、身体の動作など」の例示がより具体的になるよう表現を見直す。

○「７．１１　ヘッドライト」の規定は、規定する目的がわからない。目的を明確にすべきである。
（対応回答）
目的が明確になるよう、表現を見直す。

○アクセルとブレーキについては、とっさの判断で手を離すような対応ができない高齢者や障害者もいるが、そのような人に対する対応はどうなっているのか。
（対応回答）
「５　リスクマネジメントによる設計」の中で具体的になるよう、表現を見直す。

○「７．５　ブレーキ」の「e）走行中にバッテリ容量が不足し制御系の誤動作が発生する前に，自動ブレーキが作動しなければならない。」とあるが、踏切上でこのような状態になったら、危険ではないか。

（対応回答）
バッテリが不足し、回路に十分な電流が流れないことによって誤動作を生じる恐れがあるので、その前に止めようというもの。万が一、踏切上で自動ブレーキがかかってしまうような状態になった場合は、手押し走行装置で脱出することを前提としている。

○「１１．１．１最高速度試験」のｃ）の「所要時間」には単位が必要ではないか。
（対応回答）
単位は“秒”である。単位を追記する。

○「アクセルレバー」と「操作レバー」は同意ではないか。統一すべき。
（対応回答）
「アクセルレバー」に統一し、修正する。

○「附属書ＪＩ　ハザードリスト」の「間違った成分組織（化学組成）」と「マン／マシンコミュニケーション」は、一般的な使い方と異なる。翻訳などが誤っていないか。
（対応回答）
原文であるＩＳＯ１４９７１など関連規格を確認し、必要に応じて、表現を見直す。

＜（改正案）日本工業規格　Ｔ９２０３　電動車いす＞

資料２に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現等を見直すこととして承認された。

＜質疑応答＞
○「表ＪＧ．１－後方安定性」、「表ＪＧ．２－前方安定性」の「電動車いす部品の調整」の中の「(前後)」は、恐らく方向を示しているのだろうが、容易に意味が理解できないので、わかりやすく記載すべき。
（対応回答）
表現を見直す。

○「ＪＧ．４．６　静止状態からの後方への段差降り走行」のｂ）に「最低速度」とあるが、どうやって最低速度を確認するのか。これでは曖昧ではないか。
（対応回答）
表現を見直す

○「表ＪＧ．３－側方安定性」の「最も不安定な位置」のうち、「狭い左右間隔」は表現が曖昧ではないか。
（対応回答）

表現を見直す。

＜（制定案）工業標準　福祉用具－入浴台＞
＜（制定案）工業標準　福祉用具－浴室内すのこ及び浴槽内すのこ＞
＜（制定案）工業標準　福祉用具－浴槽内いす＞

資料３、４，５に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現等を見直すこととして承認された。

○図が同じように見えて異なる試験が多いが、どういう区別をしているのか。

（対応回答）

移乗台の試験の図が誤っているので、修正する。

○「９．５　バスボードの耐久性試験」は、「９．４．３　留め具の強度試験」と比べるとその回数が少ないが、耐久性試験としてはおかしいのではないか。

○確かに力学的に耐久性ではありません。９．５は耐久性というよりは耐熱性です。７５度で３時間、プラスチックを置くからプラスチックとしてはかなり過酷な条件の下に置かれることになる。それは耐久性というよりは、耐熱性とすれば良いのではないか（委員長）。

（対応回答）

「９．５　バスボードの耐久性試験」は、「９．５　バスボードの耐熱性試験」に修正する。

○「表２－固定部品間の安全距離」とその下に記載されている注記とは内容が重複しているのではないか。

（対応回答）

内容が重複しないよう、表現を見直す。

○「１１　表示」のｅ）にある「取扱上の注意」と「１２　取扱説明書」にある「ｃ）使用上の注意」は異なるのか。

（対応回答）

製品の取り扱いなどに直接書き込むべき事項とお手入れ方法など、直接製品に書き込まなくても良いであろうものを区別しているが、不明確であるため、他の規格も確認した上で、必要に応じ、表現を見直す。

○「縁置台」は読み方がわからない。ふりがなをふるべき。

（対応回答）

「ふちおきだい」と読むので、そのようにふりがなをふる。

○「５．１．２　人間工学的要素」の例示として「安定性等」だけでは不十分ではないか。ＪＩＳＺ８０７１を参考にもっと例示を上げて欲しい。
（対応回答）
　ＪＩＳＺ８０７１を参考に表現を見直す。

○「落下」、「自然落下」、「自由落下」という表現があるが、違いがあるのか。
（対応回答）
　用語を統一する。

○「表２－性能」の「安定性」には、「脚が浮き上がらない。」とあるが、分離形の場合、天板だけが浮き上がっても良いのか。
（対応回答）
　天板も浮き上がってはならないので、表現を見直す。

○規格の英語名称のうち、「Duckboards to use in･･･」は、正しくは「Duckboards to be used in･･･」あるいは「Duckboards used in･･･」ではないか。
（対応回答）
　他の規格も確認した上で、必要に応じ、表現を見直す。

○浴槽内すのこは浴槽内で浮き上がることはないのか。木製のものなど、浮力を受けて浮き上がると危険である。
○浮き上がらないものだとは思うが、規定上、浮き上がってはならないという規定がない以上は、どこかに記載しておく必要がある（委員長）。
（対応回答）
　浴槽内すのこ、浴槽内いすについては、水の中に入れて浮き上がらない旨、表現を見直す。

○「表２－性能」の「吸盤の吸着力」で、「･･･３５Ｎで横すべりがない。」は、「９．２．２」では「･･･３０Ｎの力で･･･」とあるが、どちらが正しいのか。
（対応回答）
　３５Ｎが正しいので、「９．２．２」の「･･･３０Ｎの力で･･･」を削除する。

○「９．２．２　吸盤の吸着力試験」に規定されている試験方法では、吸盤の外れはあっても、横すべりは起きないのではないか。むしろ、モーメントがかかって倒れると思われるがどうか。
○ステンレス板は試験中変形しては困る。ステンレス板の厚さを規定する必要があるので

はないか。
○吸盤の外れの試験としては妥当であるので、横すべりについては、疑義が残るので、製品での再現性も含め、引き続き検討してください（委員長）。
（対応回答）
　実際に実験で滑るものも現れたために横すべりも加えたものだが、横すべりについては、引き続き検討することとする。
　また、ステンレス板の厚さについては、変形しない旨、表現を見直す。

＜その他＞
　次回（第１４回）は１２月１７日（木）１４時から経済産業省で開催する予定。

以上